

別紙 3

高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する告示新旧対照表

○平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行																																	
<p>第1 申請書の様式</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> <p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長 辺</td> <td>住所</td> <td>法人にあっては主たる 事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 氏名</td> <td>法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 代表者氏名</td> <td>法人の場合に限る。記名 押印又は署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p> </td> </tr> </table>		<p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p>		長 辺	住所	法人にあっては主たる 事務所の所在地		(ふりがな) 氏名	法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名		(ふりがな) 代表者氏名	法人の場合に限る。記名 押印又は署名		<p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p>		<p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p>		<p>第1 申請書の様式</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> <p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">長 辺</td> <td>住所</td> <td>法人にあっては主たる 事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 氏名</td> <td>法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな) 代表者氏名</td> <td>法人の場合に限る。記名 押印又は署名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p> </td> </tr> </table>		<p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p>		長 辺	住所	法人にあっては主たる 事務所の所在地		(ふりがな) 氏名	法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名		(ふりがな) 代表者氏名	法人の場合に限る。記名 押印又は署名		<p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p>		<p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p>	
<p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p>																																			
長 辺	住所	法人にあっては主たる 事務所の所在地																																	
	(ふりがな) 氏名	法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名																																	
	(ふりがな) 代表者氏名	法人の場合に限る。記名 押印又は署名																																	
<p><u>搬送式インターホン</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p>																																			
<p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p>																																			
<p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)の申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>申請者 郵便番号</p>																																			
長 辺	住所	法人にあっては主たる 事務所の所在地																																	
	(ふりがな) 氏名	法人にあっては商号又 は名称。記名押印又は署名																																	
	(ふりがな) 代表者氏名	法人の場合に限る。記名 押印又は署名																																	
<p><u>誘導式読み書き通信設備</u>(注1)の型式についての指定(注2)を受けたいので、電波法施行規則第46条(注3)の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p>																																			
<p style="text-align: center;">短辺 (日本工業規格A列4番)</p>																																			
<p>注1 申請する型式の設備が<u>一般搬送式デジタル伝送装置</u>、<u>特別搬送式デジタル伝送装置</u>、<u>広帯域電力線搬送通信設備</u>、<u>超音波洗浄機</u>、<u>超音波加工機</u>、<u>超音波ウエルダー</u>、<u>電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械</u>又は<u>無電極放電ランプ</u>の場合は、「<u>搬送式インターホン</u>」の文字に代えて「<u>一般搬送式デジタル伝送装置</u>」、「<u>特別搬送式デジタル伝送装置</u>」、「<u>広帯域電力線搬送通信設備</u>」、「<u>誘導式読み書き通信設備</u>」、「<u>超音波洗浄機</u>」、「<u>超音波加工機</u>」、「<u>超音波ウエルダー</u>」、「<u>電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械</u>」又は「<u>無電極放電ランプ</u>」のうち該当するものを記載</p>		<p>注1 申請する型式の設備が<u>搬送式インターホン</u>、<u>一般搬送式デジタル伝送装置</u>、<u>特別搬送式デジタル伝送装置</u>、<u>広帯域電力線搬送通信設備</u>、<u>超音波洗浄機</u>、<u>超音波加工機</u>、<u>超音波ウエルダー</u>、<u>電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械</u>又は<u>無電極放電ランプ</u>の場合は、「<u>誘導式読み書き通信設備</u>」の文字に代えて「<u>搬送式インターホン</u>」、「<u>一般搬送式デジタル伝送装置</u>」、「<u>特別搬送式デジタル伝送装置</u>」、「<u>広帯域電力線搬送通信設備</u>」、「<u>超音波洗浄機</u>」、「<u>超音波加工機</u>」、「<u>超音波ウエルダー</u>」、「<u>電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械</u>」又は「<u>無電極放電ランプ</u>」のうち該当する</p>																																	

すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と記載すること。

注3 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「第46条」の文字に代えて「第46条の3」と記載すること。

第2 添付書類の様式

1 搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置及び特別搬送式デジタル伝送装置の場合

略

2 広帯域電力線搬送通信設備の場合

設計書				整理番号	
				指定番号	
1 型式名			2 製造業者名		
3 設備の区分		<input type="checkbox"/> 屋内広帯域電力線搬送通信設備 <input type="checkbox"/> それ以外			
4 搬送波の周波数又は拡散範囲					
5 電力線への伝導妨害波の電流					
6 電力線への伝導妨害波の電圧					
7 通信線への伝導妨害波の電流					
8 放射妨害波の電界強度					
9 添付図面等		(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書			

ものを記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と記載すること。

注3 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「第46条」の文字に代えて「第46条の3」と記載すること。

第2 添付書類の様式

1 誘導式読み書き通信設備の場合

略

2 搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置及び特別搬送式デジタル伝送装置の場合

略

3 広帯域電力線搬送通信設備の場合

設計書				整理番号	
				指定番号	
1 型式名			2 製造業者名		
3 搬送波の周波数又は拡散範囲					
4 伝導妨害波の電流					
5 伝導妨害波の電圧					
6 放射妨害波の電界強度					
7 添付図面等		(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書			
8 参考事項					

<u>10</u> 参考事項	
試験成績表	<u>11</u> 製造番号
	<u>12</u> 製造年月日
<u>13</u> 搬送波の周波数又は拡散範囲	
<u>14</u> 電力線への伝導妨害波の電流	
<u>15</u> 電力線への伝導妨害波の電圧	
<u>16</u> 通信線への伝導妨害波の電流	
<u>17</u> 放射妨害波の電界強度	
<u>18</u> 測定条件等	
短辺 (日本工業規格 A 列 4 番)	

注

- 1 施行規則第 46 条第 1 項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 4 の欄は、搬送波の周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、拡散範囲とする。)の設計値を「4MHz から 28MHz まで」のように記載すること。
- (3) 5 から 8 までの欄の記載は、次のとおりとする。
- ア 5 の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(1 マイクロアンペアを 0 デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
- イ 6 の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
- ウ 7 の欄は、通信状態における通信端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(1 マイクロアンペアを 0 デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

試験成績表	<u>9</u> 製造番号
	<u>10</u> 製造年月日
<u>11</u> 搬送波の周波数又は拡散範囲	
<u>12</u> 伝導妨害波の電流	
<u>13</u> 伝導妨害波の電圧	
<u>14</u> 放射妨害波の電界強度	
<u>15</u> 測定条件等	
短辺 (日本工業規格 A 列 4 番)	

注

- 1 施行規則第 46 条第 1 項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 3 の欄は、搬送波の周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、拡散範囲とする。)の設計値を「4MHz から 28MHz まで」のように記載すること。
- (3) 4 から 6 までの欄の記載は、次のとおりとする。
- ア 4 の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(1 マイクロアンペアを 0 デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。
- イ 5 の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(1 マイクロボルトを 0 デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

<p>エ 8の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。</p> <p>オ アからエまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の2第1項第5号の(2)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。</p> <p>(4) 添付図面等の記載は、次のとおりとする。</p> <p>ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されたものであること。</p> <p>ウ 外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。</p> <p>エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。</p> <p>オ <u>取扱説明書は、電力線及び通信線に関する事項(付属の有無、規格、長さ、分岐の有無等)が記載されたものであること。</u></p> <p>(5) 10の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。</p> <p>(6) 11及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。</p> <p>(7) 13から17までの欄は、(2)及び(3)に準じて、測定値を記載すること。</p> <p>(8) 18の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温及び湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。</p> <p>(9) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>2 施行規則第46条の3第1項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。</p> <p>(2) 指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。</p> <p>(3) 設計書は、1及び2の欄並びに変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。 なお、9の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。</p> <p>(4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。</p> <p><u>3 誘導式読み書き通信設備の場合</u> 略</p> <p>4 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合 略</p> <p>5 無電極放電ランプの場合</p>	<p>ウ 6の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。</p> <p>エ アからウまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の2第1項第5号の(2)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。</p> <p>(4) 添付図面等の記載は、次のとおりとする。</p> <p>ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されたものであること。</p> <p>ウ 外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。</p> <p>エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。</p> <p>(5) 8の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。</p> <p>(6) 9及び10の欄は、試験に供した装置について記載すること。</p> <p>(7) 11から14までの欄は、(2)及び(3)に準じて、測定値を記載すること。</p> <p>(8) 15の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件(気温及び湿度)、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。</p> <p>(9) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>2 施行規則第46条の3第1項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 整理番号の欄は、記載しないこと。</p> <p>(2) 指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。</p> <p>(3) 設計書は、1及び2の欄並びに変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。 なお、7の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。</p> <p>(4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。</p> <p>4 超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合 略</p> <p>5 無電極放電ランプの場合</p>
---	--

略

略